

# 平成24年第4回教育委員会

## 臨時会会議録

平成24年3月28日

東久留米市教育委員会

## 平成24年第4回教育委員会臨時会

平成24年3月28日午後5時08分開会  
市役所7階 702会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (3) 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（暫定）（案）について
  - (4) 諸報告
    - ①平成24年第1回市議会定例会について
    - ②東久留米市教育委員会教職員の人事について
    - ③東久留米市教育委員会学校インターンシップ実施要綱について
    - ④平成24年度東久留米市就学援助費事務処理要綱の一部改正について
    - ⑤平成24年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について

---

### 出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学校適正化等 担当課長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

### ◎開会及び開議の宣告

(午後5時08分)

- 委員長 これより平成24年第4回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は5番矢部委員にお願いします。

---

### ◎議案の追加

- 委員長 日程第2に入る前に、議案の追加の申し出があるので事務局から説明を求める。
- 総務課長 「議案第22号 東久留米市教育委員会職員の人事について」及び「議案第23号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（暫定）（案）について」を追加議案として上程させていただきたい。
- 委員長 議案第22号及び議案第23号を追加議案とすることに賛成の委員の挙手を求める。挙手全員であり、議案第22号及び第23号のいずれも追加議案とすることに決定した。ついては新しい日程を配付する。

(新しい日程の配布)

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第22号は人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

---

### ◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はいらっしゃるか。
- 総務課長 いらっしゃらない。
- 委員長 いらっしゃったらお入りいただくこととする。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第3、「議案第23号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（暫定）（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第23号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（暫定）（案）について」、上記議案を提出する。平成24年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については教育部長から説明する。
- 教育部長 資料の「平成24年度暫定予算（案）の概要」をご覧ください。暫定予算の期間は、4月1日から6月30日までの3カ月間である。対象とする会計は一般会計と下水道事業会

計である。歳入歳出予算のうち（２）歳出では、「４月１日から６月３０日までの３カ月間に支出負担行為が必要な、行政運営に必要な経費」ということである。例えば、職員の給料等については４月から６月までの必要額ということになる。委託料については４月から６月までの間に準備契約を行うものは通年分、工事請負費は４月から６月までに実施予定の事業分、需用費等は通年分を計上することになっている。

その結果は、「平成２４年度暫定予算歳入歳出内訳」の一般会計の表をご覧ください。暫定予算であるため、歳入と歳出の合計は合っていない。歳出の合計は１７３億６、２００万円ほどであり、当初予算が３７６億１、８００万円であるので約２００億円の減となっている。教育費は２９億５、９００万円ほどで、当初予算が３９億７、７００万円であるので約１０億円の減となっている。これは先ほど申し上げたように、教育費の人件費が３カ月分で、約７億６、０００万円ほどが約６億円の減となっている。工事費等でも約４億円の減であり、主な工事費等で今回暫定予算に計上しなかったものは次のとおりである。プール排水の下水道接続工事、第十小学校の校庭芝生化工事、下里中及び中央中学校の防火シャッターの改修工事、第四小学校及び東中学校の体育館等の解体工事の実施設計委託、校舎棟の解体工事、第四小学校の体育館の仮設電源の配管工事、東中学校の体育館の新設実施設計委託、ＡＥＤの更新など。学校適正化関係では閉校の記念碑の工事費。小学校給食では備品の一部。生涯学習センターでは上水用揚水ポンプの改修費、生涯学習課のＡＥＤの更新、国体関係では競技施設の整備工事費、ウォーキング看板費、スポーツセンターのろ過装置整備工事。図書館関係では中央図書館の外壁補修の実施設計委託、地下電動書庫改修工事、ＡＥＤの更新などである。これらを暫定予算では見送った。以上により約１０億円の減となっている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○教育長 教育費の事業費についてであるが、例えば当初予算の工事費のうち、４月中に契約行為をしなければ事業が間に合わないものについては暫定予算に入れてあるが、工事担当の関係で７月以降に契約行為を結ぶものは暫定予算では見送っている。昨年同様、６月の市議会で本予算の審議が行われる時には、再度組み込む作業が行われる。

暫定予算は、基本的には本当に必要な経費だけで組むものであるが、本市では契約についても通年で入れている。本来であれば３カ月の暫定予算であれば３カ月分だけの委託契約を行い、本予算が決まった段階で１年分組み、そこで契約をし直すものである。工事費など、政策経費については一切落とすのが暫定予算の本来的なあり方であるが、本市では行政内部や市議会との関係で工事費もかなり入れている。

暫定予算は市民生活に影響が出てくるものであるが、そういった意味では市民生活に影響がない予算を組んでいるので、教育委員会でも支障はないと思っている。

○委員長 これで質疑を終了し、討論に入る。討論なしと認め採決に入る。「議案第２３号 平成２４年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（暫定）（案）について」を採決する。賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第２３号は承認に決した。

---

### ◎諸報告

○委員長 日程第４、諸報告に入る。「①平成２４年第１回市議会定例会について」から、順次説明を求める。

○教育部長 資料をご覧ください。第１回市議会定例会については３月１日から一般質問や委

員会での審議を経て、昨日、3月27日に閉会した。議決結果については表のとおりである。教育にかかわるものとしては「議案第13号 東久留米市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」が全員賛成で可決、「議案第18号 平成23年度東久留米市一般会計補正予算（第4号）」は3月補正予算で、小学校の空調機の前倒し工事等を入れたものであるが全員賛成で可決、「議案第23号 平成24年度東久留米市一般会計予算」は民主3、社会市民2、無所属1の計6人のみの賛成で否決。「議案第27号 平成24年度東久留米市下水道事業特別会計予算」も否決で、これは「議案第17号 東久留米市下水道条例の一部を改正する条例」が否決されたことも関連している。このほか教育委員会にかかわるものとして、「議案第36号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」は第九小学校での児童の転倒事故の損害賠償で、全員賛成で可決されている。それに伴う一般会計の補正予算が議案第37号であるが、こちらも全員賛成で可決されている。

昨日はこのような形で議案の審議を行ったほか、「東久留米市長 馬場一彦君に対する辞職勧告決議」も出されている。「否決された議案第17号の下水道条例の一部を改正する条例に関しての説明と、議案第27号の平成24年度下水道事業特別会計予算の審議の説明にそごを来して議会審議に多大な迷惑をかけた」ということで市長陳謝があり、その責任を明らかにするということで、市長から「議案第39号 東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」ということで、4月と5月分の2か月分の給料を100分の50にするという一部改正の条例が提出され、全員賛成で可決となった。その後、「東久留米市長 馬場一彦君に対する辞職勧告決議」が議員から提出され、自民4、公明5、共産4、さらに佐藤議員と宮川議員の賛成を合わせて15人の賛成により可決となった。

続いて、裏面の請願の審議結果をご覧いただきたい。教育委員会にかかわるものとしては、学校給食にかかわる請願第3号は不採択、35人以下学級にかかる請願第9号も不採択、市立図書館への指定管理者の導入にかかる請願第10号も不採択、小学校給食にさらなる民間委託を実施しないことを求める請願第24号も不採択となった。

さらに、一般質問の答弁概要、特別職の給料の特例に関する一部を改正する条例の条例案文と市長陳謝、辞任勧告決議などを添付しているので後ほどご覧いただきたい。

- 委員長 一般質問の答弁の概要等については、この場で読み通す時間がないので、別途伺う機会を得たい。この件は以上にとどめる。続いて「②東久留米市教育委員会教職員の人事について」の説明を求める。
- 指導室長 資料をご覧いただきたい。平成24年度の教職員の人事について東京都に内申し、本市における小中学校の転出者及び転入者がほぼ確定した。転出者は小学校が76人、中学校が40人、これは退職者も含む。転入者は小学校が72人、中学校が58人である。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 「再任用のフル」とはどのような勤務内容なのか。
- 指導室長 「再任用フル」は、いわゆる月曜日から金曜日まで勤める方である。このほか月16日間、週4日間という勤務の方もいる。
- 委員長 この件は以上にとどめ、続いて「③東久留米市教育委員会学校インターンシップ実施要綱について」に入る。
- 指導室長 平成24年度から、本市において、「学校インターンシップ」と題する学生のマンパワーを活用した事業を展開していく予定である。これは教職課程に在籍し、教員志望の学生に対

して教職の実務を経験する機会を与え、学生の就業意識の向上や教育行政に対する理解を深めて、開かれた教育行政の推進をするために行うものである。については「東久留米市教育委員会学校インターンシップ実施要綱」を定めこの実施要綱に基づき、提携する大学等と協定書を結び、平成24年度から順次、各学校に学生を配置していくものである。詳細は統括指導主事から説明する。

- 統括指導主事 「学校インターンシップ実施について（案）」をご覧いただきたい。3番の実施方法について説明する。「（1）概要」であるが、学生を市立学校の複数校に配置し、学生の教職研修を行う。毎年数名の学生が大学1年の後期から配置校の学校見学を開始する。2年生及び3年生は配置校において実習を行うが、この実習は年間30回から35回と踏んでおり、その一部が卒業単位として認定される予定である。4年生は可能な限り、3年生までに教育実習並びに学生ボランティアとして入っていた配置校において本実習、教育実習を連続4週間実施する。
- 「（2）実施学年及び実習内容」については表のとおりで、大学と連絡を取り合った結果、このような内容でいくことになっている。「（3）対象学年と実施年度」については、平成24年度に新1年生と新2年生の一部を本市で受け入れ、1年生は平成27年度に4年生になるので、その年度に4年生の本実習を行う。それまでの4年間は本市で学生ボランティアの経験を積みながら教職の意識を向上させ、同じ学校で経験を積んでいく。そして教職を目指していただくということである。

○委員長 何か伺うことはあるか。

- 委員 この件は、以前にも室長から報告いただいております。私も関心を持っている。将来、教職を目指す学生に機会を持ってもらい、また、各小中学校でも、より充実した教育スタッフが配置されることを望んでいる。

そこで、2点伺いたいことがある。1点目は、送り出してもらう大学側でどういう指導をして、小・中学校に学生を派遣していただくのか。教育実習を経験していないので、学生の意識に差があると考えられるため大学側でしっかりと指導していただく必要があると思う。指導室と連携して指導していただきたい。2点目であるが、万が一、学校備品を傷つけた場合の責任の取り方については、規約によると大学と本人には責任は問われないとなっているがどのように考えているのか。

- 指導室長 東洋大学並びに十文字女子学園大学との間で協定を結ぶ予定であるが、特に、東洋大学は往還型の教員養成システムということで、文部科学省からの指定も受けて研究を進めてきており、特色ある学校のカリキュラムを組んでいる。学生のインターンシップ実施に対する意識を担当の教授に伺うと、どの学生も教職に対する志望動機や意識は高いものがあるとのことである。また、4年次の4週間の実習だけではなく、1年生から順次、教職に対する経験を踏ませることで、より一層、教職に対する意識を高めると同時に、場合によっては進路変更等も含めて、その中で学生に判断させていくことを考えているようである。もちろん、大学側に対しては、本市の小中学校でさまざまな経験を積んでいただくため、十分な事前の指導をしていただくよう改めて申し入れていく。

また、学校の備品等について損害を与えた場合の扱いについては実施要綱の第12条に規定しているが、大学と学生に傷害並びに損害保険等に入っただき、これにより賠償等の責任が生じた場合には保障していただくことになる。金銭的にも児童・生徒等への傷害等についても、大学等に責任を持っていただくということで現段階では了解を得ており、この実施要綱で大学との間で協定が結べるものと考えている。

- 委員 文部科学省が近年、大学に指導しているのは「大学で所定の単位を取っただけで派遣をしないで、個人面接や事前の教授能力等々を十分図って派遣してもらいたい」ということである。教職課程の学生に対して特別な指導をして大学側も実習に出すようにしているが、校長先生がお気づきの点は指導室にも報告や相談があると思うのでそういう場合は指導室で対応していただきたい。
- 委員 大学側と協定を結び、実際に現場の学校で受け入れることになるが、小・中学校からの申請や手続上のことはどこまで決まっているのか。
- 統括指導主事 市内の小・中学校全部に募集をかけたところ、現在、約半数の学校が手を挙げている。この学校インターンシップ以外にも、学校には通常の教育実習生が配置され、教師養成塾や教職大学院からの受け入れもある。それらのバランスを総合的に指導室で判断して配置校を設定していくが、具体的には行政順に手の挙げた学校から配置し、近い将来にはすべての学校に、いつも学生がそこで実習を受けているという状態を目指したいと思っている。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「④平成24年度東久留米市就学援助費事務処理要綱の一部改正について」、「⑤平成24年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について」の説明を求める。
- 学務課長 いずれも要綱の改正であるが、内容的に大きく変わったところはない。改正の主な内容は取り扱いで1点増えていることと、分かりやすくしたことである。就学援助費の新旧対照表で説明するのでご覧いただきたい。第1から第6までは現行のとおりで、改正したのは第7の「(3) 認定の廃止」である。これは「児童・生徒の転出等の事由による認定廃止は、別記1の『要保護・準要保護児童生徒の異動について』が学校長から報告された時点において廃止の取り扱いとする」と現行ではなっている。改正案では、「及び第3に規定する要件を欠くことになった時点で廃止の取り扱いをする」とした。これは生活保護の停止や廃止、市民税の非課税や減免、個人事業税や固定資産税、国民年金、国民健康保険税の減免等を受けている方が対象であるが、既に廃止になった時点で廃止の取り扱いをしているが、改めてここで明記した。第9の「支給対象経費及び支給額」については金額を明示していなかったため「支給対象経費及び支給内容」と改め、文面についても「支給額」を「支給内容」と改めた。「(3) 支給時期」については支給時期に「金額」を加えた。別記2については「支給額」を「支給内容」に改め、学用品については支給対象経費のところに「通学用品費を含む」を加え、かつ、内容についても「児童又は生徒が学校における学習に必要とする個人所有の学用品に要する経費及び通学するために必要な用品に要する経費とする」と改めた。校外活動費については「実費」から「経費」に改めた。裏面の校外活動費の小学校、中学校の移動教室についても「実費」から「経費」に改めた。修学旅行費も同様に「実費」から「経費」に改めた。「新入学児童生徒学用品費」については「当該年度に文部科学省より通知される年間給与額とする」となっていたところを、「新たに小中学校に入学する児童及び生徒が新入学に当たって必要な通学服や鞆などに要する経費とする」と改めた。学校給食費についても、「当該年度の給食費の実費とする」を「児童又は生徒が実際に食する給食に要する経費とする」と改めた。医療費は就学援助費だけが該当するが、これも「実費」から「経費」と改めた。就学奨励費は医療費については対象となっていないが、その代わり通学費が対象となっており、同様に「実費」を「経費」に改めた。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 教育長 就学援助費の事務処理要綱の新旧対照表では「学用品費」は「文部科学省より通知され

る年間給与額とする」となっている。裏のページで、新入学児童生徒学用品費も「文部科学省より通知される年間給与額とする」から、なぜこのように直したのか伺いたい。

- 学務課長 保護者へ通知する「就学援助のお知らせ」には金額を示し、実際に決まった数字が出せる。しかし、保護者へのお知らせの時点でも「実際にかかる経費を支給する」としたほうが明確なために改正した。
- 

#### ◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成24年第4回臨時会を閉会する。

(午後5時49分)



東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年3月28日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)